

## 第4回佐久市医療体制等連絡懇話会 会議録

日 時：平成22年7月10日（土）午後4時より  
場 所：佐久労働者福祉センター2階第5会議室

### 参加者

学識経験者 昭和大学病院長 飯島 正文  
学識経験者 社団法人長野県看護協会佐久支部長 荒井 有子  
社団法人佐久医師会 会長 坂戸 政彦  
社団法人佐久医師会 副会長 金澤 秀典  
社団法人佐久医師会 総務理事 隅田 俊子  
長野県 健康福祉部医療推進課長 角田 道夫  
長野県 佐久保健福祉事務所長 町田 宗仁  
長野県 佐久保健福祉事務所副所長 小山 新一  
長野県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 盛岡 正博  
長野県厚生農業協同組合連合会 総務部長 西條 一彦  
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院 院長 伊澤 敏  
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院 地域医療部長 朔 哲洋  
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院 診療部長 渡辺 仁  
長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院 事務長 油井 博一  
佐久市立国保浅間総合病院 病院事業管理者（院長）村島 隆太郎  
佐久市立国保浅間総合病院 地域医療部長 仲 元司  
佐久市立国保浅間総合病院 事務長 小林 正衛  
佐久市行政顧問 工藤 猛  
佐久市 市長 柳田 清二  
佐久市 副市長 岩崎 弘  
佐久市 企画部 部長 井上 尚  
佐久市 市民健康部 部長 内藤 孝徳

### 事務局

佐久市 地域課題対策局 局長 中山 雅夫  
佐久市 地域課題対策局 佐久総合病院再構築対策室 室長 小林 一好  
佐久市 地域課題対策局 佐久総合病院再構築対策室 再構築対策係 係長 佐々木 和弘  
佐久市 地域課題対策局 佐久総合病院再構築対策室 再構築対策係 主任 若林 浩一

一 会議録一

事務局	<p>ご案内のとおり時間となりました。本日は、第4回佐久市医療体制等連絡懇話会開催のご案内を申し上げましたところ、遠方より、また、公私とも大変お忙しい中、ご参集を賜わりまして、深く感謝申し上げます。</p> <p>私は、佐久市地域課題対策局長の中山と申します。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>会に先立ちまして、まず、お手元に配付してございます資料のご確認をお願いいたします。本日、お手元に配布申し上げてありますのは、まず、上から「会議次第」、それから「参加者名簿」、「席次表」、そして、資料として右肩に資料No.が付してございますが、資料No.1として表題が「佐久市医療体制等連絡懇話会規約の一部を改正する規約について」とある2枚組のもの、続きまして資料No.2として表題が「佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（案）」とある3枚組のもの、そして、資料No.3として表題が「佐久総合病院基幹医療センター運営基本計画（案）概要版」とある両面の4枚組のものです。以上の6種類となっております。資料のご確認をいただきまして、不足の方は、事務局の方へお申し付けいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、第4回の佐久市医療体制等連絡懇話会を開催したいと思います。ここで、人事異動等で今回初めてご出席された方がいらっしゃいますので、恐縮ですが、私の方からご紹介させていただきます。</p> <p>（事務局より出席者紹介）</p> <p>以上、新たにご参加いただきました皆様、また選出組織の代表になられた皆様のご紹介をさせていただきました。</p> <p>それでは、お手元の会議次第に沿って進めたいと思います。次第、第2「会長あいさつ」ということで、会長であります岩崎副市長よりあいさつをお願いいたします。</p> <p>皆さん、こんにちは。本日は、第4回の佐久市医療体制等連絡懇話会の開催につきまして、ご案内を差し上げましたところ、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>前回の懇話会におきましては、佐久総合病院の再構築によりまして、開設を計画している（仮称）基幹医療センターの位置づけが、紹介型の病院で、地域医療支援病院を目指す病院であるということで、本懇話会のご出席の皆様によるご確認をいただいたところでございます。</p> <p>そして、ここで確認をされました、この佐久総合病院の再構築により変化する医療体制等につきましては、協定書として文書化することをご確認いただきました。</p>
会長あいさつ (岩崎副市長)	

	<p>本日の第4回の懇話会でございますが、佐久総合病院の再構築によりまして、変化をする医療体制のあり方について、佐久医師会の坂戸会長さんを中心とし医療関係者の皆さんに大変なご尽力をいただきまして、協定書の案として、ご提案をいただきました。</p> <p>大変ご尽力をいただいた関係の皆様に、心から感謝を申し上げます。</p> <p>本日は、この協定書の案を参加者の皆様によりまして、ご協議をいただくということになるわけでございますが、この協定によりまして、現在以上に市民の皆さんのが安心して医療を受けられる体制を構築していただければと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>前回も申し上げましたが、本年度、佐久市といたしましても、「世界最高健康都市」の構想策定を行っているところでございます。</p> <p>市としても、行政という立場で、佐久病院の再構築による佐久市の医療の充実に向けて、各種の事業を実施してまいりたいと考えておりますので、本日のご協議によりまして、医療関係者による協定が実を結ぶようになりますよう期待を申し上げているところでございます。</p> <p>本日は、貴重な時間を割いていただきお集まりをいただいた皆様に、改めて感謝を申し上げまして、活発なご議論・ご検討をお願いいたします。開催にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>議事の進行につきましては、規約により工藤佐久市行政顧問が行うこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
工藤議長 (佐久市行政顧問)	<p>それでは、ご紹介いただいた議長の工藤ですが、よろしくお願ひいたします。</p> <p>先ず、(1)の会議録署名人の指名であります。当懇話会におきまして、議長の私から議事録の署名人の指名を行うということで、了解を得ておりますので、指名させていただきます。</p> <p>本日第4回の懇話会の会議録署名人ですが、浅間病院の院長の村島先生、それから長野県看護協会佐久支部長の荒井さんにお願いいたします。</p> <p>事務局の方から何かありますか。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。今回の会議録は、編集が出来次第、会議録署名人の皆様へ送付等させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。以上です。</p>
工藤議長	<p>それでは(2)の規約の改正に入ります。これにつきまして、事務局の方か</p>

	ら説明をお願いします。
事務局	<p>規約の改正につきまして、ご説明を申し上げます。</p> <p>資料No.1の「佐久市医療体制等連絡懇話会規約の一部を改正する規約について」をご覧いただきたいと思います。</p> <p>資料にありますとおり、これは、平成22年の4月1日付けの長野県の組織改正に伴いまして、懇話会の参加者を定める組織の規定について、所要の改正を行おうとするものであります。本日、県健康福祉部の角田課長様にご参加いただいておりますが、本年4月の県の組織改正によりまして、旧社会部と旧衛生部が統合され、健康福祉部が設置されたことに伴う規約の改正でございます。なお、この改正規約は、ご承認いただけましたら、本日から施行し、本年4月1日にさかのぼって適用することとさせていただきたいと思います。次のページに、改正後の規約案を添付してございますので、ご確認をお願いします。以上でございます。</p>
工藤議長	<p>これは、県の組織の名称変更に伴う規約改定ということで、皆さんご異議ございませんね。(一同異議無し)</p> <p>はい、ではそのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、本題の(3)「佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書(案)について」であります。お諮りいたします。このことにつきましては、5年前佐久病院の移転問題が持ち上がって以来、話し合いがなかなか成されなかつたわけですが、昨年、柳田市長になりまして、一気にこの問題に加速がついて、解決に向って歩き出したということであります。この間、いろんな問題が出てまいりましたけれども、一番の大きな主眼と言いますか、この医療体制が大きく変わることによって、佐久の医療供給体制が後退してはならないと。佐久市民はもちろん、佐久広域、東信地区を含めた住民の皆様方の、医療供給体制がより以上、今まで以上にこうしっかりとしたものにならなければ、全く意味がないということで、いろいろ関係している医療関係者が話し合いをしてまいりました。そして本日、ようやくその協定書の案ができました。その間の経過につきまして、坂戸佐久医師会長からご説明をお願いいたします。</p>
佐久医師会 坂戸会長	<p>それではご報告申し上げます。ただ今、工藤議長さんからお話をいただきましたように、佐久総合病院再構築に伴い変化する医療体制につきまして、医療関係者が話し合ってきました。そして、その合意された事項につきましては、お互いが共通の認識を持って、住民にも説明をしていく必要があるだろうということで、佐久医師会、浅間病院、佐久病院の医療関係者の3者協議において、</p>

協定書の案ということでまとめさせていただきました。

そして今回、市の主催のこの懇話会において、ご協議をいただくため、資料No.2の「佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（案）」ということで、提出させていただきました。この協定書案につきましては、後ほど事務局から朗読をいただきたいと思いますが、私の方から協定書のコンセプトや経過についてお話をさせていただきたいと思います。

医療関係者の3者協議につきましては、数多くの開催を重ね、佐久総合病院の再構築により変化する医療体制について話し合ってまいりました。この協定書案は、佐久総合病院が中込に建設を予定している（仮称）基幹医療センターは紹介型の病院であること、そしてその形は、佐久二次医療圏には現在ない地域医療支援病院を目指すことが明確化されたことによりまして、3者が協力しあい、また必要な連携により、地域の医療を行政と共に支えていこうとするとの表明であります。

そのような意味で、この協定書案は長野県健康福祉部長、佐久市長、そして佐久病院の開設者であります厚生連の理事長にも立会人として、ご参加をいただきたいと考えております。協定書の中身については（仮称）基幹医療センターが紹介型病院で地域医療支援病院を目指すことによる相互の協力、連携やその検証、住民に対する広報等について盛り込ませていただいております。このようなコンセプトにより、佐久総合病院の再構築により変化する医療体制の対応のための協定書案とさせていただきたいと考えておるものですが、よろしくお願ひいたします。

工藤議長

ありがとうございました。ただ今、協定書案の経過やコンセプトについて説明していただきました。それでは事務局より、早速、協定書の案の朗読をお願いいたします。

事務局

はい、それでは朗読をさせていただきます。資料の2をご覧いただきたいと思います。それでは朗読をいたします。

佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（案）ということでございます。社団法人佐久医師会（以下「甲」という。）と佐久市立国保浅間総合病院（以下「乙」という。）と長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院（以下「丙」という。）とは、丙の再構築に関し、長野県健康福祉部長桑島昭文、佐久市長柳田清二及び長野県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長盛岡正博を立会人として次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）この協定は、丙の再構築計画における（仮称）基幹医療センターと（仮称）地域医療センター（佐久総合病院本院）の整備により変化する

地域の医療体制に対応するため、甲、乙及び丙それぞれが有する医療機能を相互に効果的に発揮しながら医療連携することにより、地域完結型の安定的な医療供給体制の構築と地域住民の健康維持増進に寄与することを目的とする。

第2条 ((仮称) 基幹医療センターの機能等) 丙が再構築計画において新設を計画する (仮称) 基幹医療センターは、急性期医療・専門医療・3次等高次救急医療を担う紹介型病院とし、医療法(昭和23年法律第205号)第4条の規定による地域医療支援病院を目指すものとする。

2 丙は、(仮称) 基幹医療センターが地域医療支援病院としての役割を果たすよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、(仮称) 基幹医療センターが地域医療支援病院としての要件を満たすよう協力するものとする。

第3条 (連携事項) 甲、乙及び丙は、地域における安定的な医療供給に資するため及び(仮称) 基幹医療センターが前条の規定に基づき地域医療支援病院として機能するため、次の各号に掲げる事項について連携を図るものとする。

- (1) 患者の紹介・逆紹介に関すること。
- (2) 前号を促進するための各種診療情報の共有化に関すること。
- (3) 医療用施設・設備・機器等の共同利用に関すること。
- (4) カンファレンス、研修会等の合同開催に関すること。
- (5) 医師等職員の相互派遣に関すること。
- (6) 救急患者の診療及び収容等、救急医療の機能分担に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、必要と認められること。

第4条 (連携の実施) 前条各号に掲げる連携については、甲、乙及び丙の間で協議のうえ、実施可能な事項から逐次実施していくものとする。

2 連携を実効性あるものとするため又は(仮称) 基幹医療センターの運営計画に反映させるため、丙は、佐久市の設置する佐久市医療体制等連絡懇話会(以下「懇話会」という。)において、連携の実績その他必要な事項について報告するものとする。

3 前項の報告において、甲、乙及び丙は、連携に必要な情報を相互に提供しあうものとする。

第5条 (再構築計画による施設整備等) 丙は、(仮称) 基幹医療センターを佐久総合病院基幹医療センター運営基本計画(案)概要版(平成22年3月に説明したもので、添付のもの。以下「運営基本計画概要版」という。)に基づき整備するものとする。

2 丙は、運営基本計画概要版を変更しようとするとき又は(仮称) 地域医療センター(佐久総合病院本院)運営基本計画を作成しようとするとき若しくは変更しようとするときは、懇話会において内容を説明し、懇話会の意見を最大

	<p>限尊重するとともに、地元説明会を開催する等地元の理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>第6条（住民への広報活動等）甲、乙及び丙は、行政と協力し、地域の医療連携について、相互に共通の認識を持って積極的に住民に広報し、住民の理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>第7条（信義則）甲、乙及び丙は、信義を重んじ誠実にこの協定を履行しなければならない。</p> <p>第8条（その他）この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑惑が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。</p> <p>この協定の証として、本協定書6通を作成し、甲乙丙及び立会人がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。以上でございます。</p>
工藤議長	<p>ありがとうございました。それでは引き続きまして、協定書案の第5条に引用されております「佐久総合病院基幹医療センター運営基本計画（案）概要版」について、佐久総合病院の方から説明をお願いいたします。</p>
佐久総合病院 朔地域医療部長	<p>説明させていただきます。資料3をご覧下さい。一枚めくっていただきまして、佐久総合病院基本理念・行動目標です。これは2004年に佐久病院の基本理念・行動目標を策定いたしました。これ、佐久病院グループ全体としての基本理念・行動目標です。</p> <p>2ページ目にいきます。</p> <p><b>【全体計画】</b></p> <p><b>1 再構築の基本的な考え方</b></p> <p>佐久病院の再構築は、単なる病院の建て替えではありません。キーワードは、「病院完結型医療体制」から「地域完結型医療体制」への転換です。ということで、「地域完結型医療体制」を目指すということです。</p> <p><b>2 再構築と両センターの機能分担</b></p> <p>再構築は、基幹医療センターを建設する1期計画、平成25年度開院、地域医療センターを建設する2期計画、平成28年度運営開始、医療情勢や運営状況を勘案した補完工事を行う3期計画があります。この中で重要なのは、基幹医療センターと地域医療センターをどのようなコンセプトで分割し再構築するかです。</p> <p>基幹医療センターは、原則として救急・急性期医療・専門医療を行う紹介型の病院です。重要な点は2点あると考えております。一つが、救急・急性期医療・専門医療を担えるしっかりした診断・治療の機能を持つことです。診断・治療のトップランナーを目指すこと無しに、この地域の他の医療機関や住民の</p>

信頼は得られません。

第2番目としましては、余裕を持って、救急・急性期医療・専門医療に専念できる環境を作るために、紹介・逆紹介を積極的に推し進める必要があります。という2点を基幹医療センターの重要な点と考えております。

その次、基本理念ですが、これは基幹医療センターの基本理念です。

3ページ目を見ていただきまして、1の診療機能ですが、2次・3次救急医療及び専門的技術を要する診療機能を中心とした病院とする。佐久総合病院が歴史的に培ってきた総合力をさらに高め、患者さんを中心に職種を越えたスタッフが自在に集まり、必要とされる医療を提供する。診療機能としてはそれを目標としております。以下、割愛させていただきます。

2番の基本方針ですが、これはもう少し分かり易く、基幹医療センターの機能を説明しております。

①基幹医療センターは、原則として救急・急性期医療・専門医療を行う紹介型の病院です。

②佐久広域、東信地域の基幹病院となれるよう、診断・治療のトップランナーを目指します。

③「高機能診断センター」を設置し、地域連携システムを構築し、検査・診断機器の共同利用を進め、佐久広域の検査センターを目指します。

④地域医療支援病院として地域の医師・研修医、医療従事者の教育に力を注ぎます。

⑤東信地域のマグネットホスピタルとして、医師や医療従事者の確保に努めます。

以下は割愛させていただきます。

4ページ目、機能・規模です。診療科はそこに標榜診療科を明記しております。病床数は全体で450床ということです。

5ページ目、外来の規模ですが、一日約700人を想定しております。

4番、診療機能の特徴です。診療機能の4つの柱として、

①救命救急医療機能

②脳卒中・循環器病センター機能

③がん診療センター機能

④周産期母子医療センター機能の4つを柱と考えております。

次のページをお願いいたします。その他6つの機能です。

①専門医療機能

②災害拠点病院機能

③地域医療支援機能

④高機能診断機能

	<p>⑤研修・教育機能</p> <p>⑥患者サポート機能の6つを考えております。</p> <p>職員数（主な職種）だけをあげております。医師120名、薬剤師20名、看護師520名、以上です。</p>
工藤議長	<p>ありがとうございました。以上、協定書の案、それから協定書に書かれております基幹医療センターの運営基本方針というものについて、説明をいただきました。ここで皆さん方のいろんな質問等を受けたいと思います。何かございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。</p> <p>特に、ご発言いかがでしようか。関係する皆さんが苦労してまとめたものでありますから、問題はないとは思いますが、何かこれは付け加えた方が良いとかいうところがありましたらどうぞ。じゃあ、こちらの方からちょっと指名をさせていただきますが、保健所の町田所長さん、どうでしょう。</p>
佐久保健福祉事務所 町田所長	<p>突然のご指名でちょっと緊張しております。別に何も意見がないので本当に手を挙げなかっただけですが、印象といたしまして、今まで11月以来開催してきて、病診連携の重要性とか、そういったことを、いろいろな立場の方々お話をいただいたことなどが、いろいろ集約されているのかなという印象を受けております。</p> <p>それから、今後、特に3条ですね、こういった項目を中心に、今後も関係者にお入りいただいて、議論していこうというスタートとして、非常に相応しいものかなという印象を持ったという感想ぐらいしかないのですが。</p> <p>せっかく発言させていただく機会をお与えいただきましたので、一つだけ情報提供と申しますが、実はこの会合の中では、病院と診療所の連携をより一層深める必要があると話がありました。学識経験者でお越し頂いています昭和大学の飯島先生も、大学病院と診療所の関係をより良くするために、いろいろご尽力された話をご披露いただくということもございまして、つい最近でございますが、坂戸医師会長のご協力をいただき、佐久医師会の診療所の先生方に、どういった患者さんを積極的に受け入れますかとか、得意分野はどういったものですか、というようなアンケート調査を行わせていただきました。</p> <p>そちらにつきましては、病院と診療所の関係をより密にするようなイメージのもの、もし資料となればということで、今、データベースを作っているところでございます。そして、その先に、当然その大きな病院と、それから中小の病院もございますので、病院と病院間の患者さんのやり取りをスムーズに進むように、別の会合と申しますか、医療連携室の会議というものを保健福祉事務所で持っておりますので、そういったものを活用して、この協定書に入ってい</p>

	る病診連携、病病連携というような思想をより一層、側面的サポートできればと考えております。
工藤議長	ありがとうございました。その他、ご発言はいかがでしょうか。東京からお忙しいところお越しいただいた飯島先生、何かございましたら、教えていただければ有難いんですが。
学識経験者 昭和大学病院 飯島院長 (副会長)	協定書そのものは、それぞれの立場を踏まえて、非常に良く出来ていると思います。実は、問題はこれからです。各論になっていろいろと出てくると思います。一つだけ、聞きたいのですが、(仮称)基幹医療センターの運営基本計画概要版の中にあります1日の外来患者数の想定が700人とされていますが、入院患者対外来患者の比率は1対1.5が基幹センターの嬉しい数だと思います。それを踏まえて700人という規模を想定されているのでしょうか。
工藤議長	その件につきましていかがですか。
佐久総合病院 朔地域医療部長	700という数字に関しましては、そういう一つ指標として、一旦言っていこうというのもありますし、シミュレーションの中で、疾患別にある程度区切っていきながら、これぐらい数になるなという積算もあります。そういうシミュレーションの中で、700という数字を出してきております。
飯島副会長	はい、ありがとうございました。
工藤議長	各科の責任者が挙げてきた、大体移った場合どのくらいになるかという話ですね。前、アンケートを取ったという、それを基調にしてこの700という数が出てきたということで、そういう風に理解をしてよろしいですね。はい、分かりました。ありがとうございました。
浅間総合病院 仲地域医療部長	この間のあれから大分何か意見が出て、内容も少し変わっているなあという感じがあったんですが、ちょっとこだわるようですが、一つはやっぱり外来に関する外來規模というところしか書いてなくて、いわゆるフリーアクセスのない紹介型という形、そこ紹介型って書いてあるからということではあるんですけど、その辺のところは、いわゆるフリーアクセスで来る人をどれぐらい(減らせるか)、排除する必要はないんですけど、2次・3次中心ということなんで、ふらっとかかるみたいな人があまりこういないのが望ましいんですけど、そこら辺のところがちょっと記載があまりないのかなというところ。それから

	この診療科ですが、これほとんど全部あるという形ですよね。これは基幹医療センターの方ですよね。地域医療センターは入ってないわけですから、精神科も入っていて、どういうことなのかなと、その辺のところをお聞きしたいんですけど。
佐久総合病院 朔地域医療部長	これは、3月にご説明をした資料ということでなっておりまして、またその後も何回か会議に出したりしていただいたかと思いますが、その程度でちょっとその後の説明と理解の部分が、これにはまだ3月の時点ですので、入っていない部分もあるかと思います。それから、この標榜科に関しましては3月にもご説明をしたと思いますが、どうしても保険診療上のですね、請求のために、救急救命センターの運用の中で、例えばですね、救命救急センターの運用の中で、精神疾患を持った救急患者さんが来られた場合には、当然精神科のドクターがコンサルトを受けて対応しますけれども、その場合に精神科部分がないと、その加算が取れないという、その診療報酬上の問題がありまして、大体全ての科をどうしても表記してしまっております。ただ、その外来が日常的に動くというわけではないというご理解をいただければと思います。
工藤議長	仲先生、よろしいでしょうか、はい。
浅間総合病院 仲地域医療部長	フリーアクセスのことについては。
佐久総合病院 朔地域医療部長	はい、フリーアクセスに関しましては特定初診療（初診時保険外併用療養費）の設定も行なっていますが、そういう工夫と、あと実際来る初診患者で時間外に受付をした場合には専門科ではなく、救急対応していく等の工夫をしていくという話はしておりますが、全部決めきれてはおりません。やっぱりそういう工夫の中で、フリーアクセスをある程度制限というよりは工夫するということを考えております。
工藤議長	なかなか言い方が難しいところがあると思いますが。ただ一つ、私の方からお聞きしたいのは、いわゆる地域医療支援病院の認可を受けるには、大体開業して、何年ぐらいでという、そういうある程度、予想と言いますか、ご試算はあるんでしょうか。
佐久総合病院 朔地域医療部長	一番の問題でありますのは紹介率のシミュレーションということになります。紹介率が60%、逆紹介率が40%をクリアするというのを一つの目標に

	<p>しております。シミュレーションをかけておりますが、二つの病院に分かれますので、その時に初診の患者さん、それから紹介の患者さんの行き先をある程度コントロールする中では、25年度開院に紹介患者を5%ずつ増やしていくながら、25年度にはこの基準がクリアできるというシミュレーションを出しております。で、逆紹介率の方はですね、今回、今年度に入りまして、25%を超すまで上がってきております。更に前回の資料よりも増えておりますが、紹介率に関しましては、近隣の医療機関の皆様方から患者様を紹介していかなければクリアできない問題ですので、是非その辺のご協力をお願いしたいということと、3者協議のこの資料のあとに行いました議論ですけれども、どのような診療機能をそろえていけば、そこへ至る病院として機能できるのかというアイディアをいただきたいというところで考えております。シミュレーションが上手くいきますと、25年度で紹介率はクリアされますので、それから一定期間の実績を積めば取得できるという風に考えております。</p>
工藤議長	<p>数年置かずに、地域医療支援病院の指定を受けられるということですね。分かりました。他に何かご質問等ありましたらどうでしょう。よろしいですか。特にご意見が無いようでしたら、この協定書案についてお諮りいたします。</p> <p>この案に賛成していただける方の挙手をお願いいたします。(挙手多数)</p> <p>よってこの議案は認められました。それでは、お手元の資料2の「協定書(案)」のカッコの案の字をお消しください。</p> <p>それでは、最後の議案の4「その他」ということあります。ここで皆様方から全体を通してご意見等ありましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
佐久医師会 坂戸会長	<p>協定書の中にも記載させていただきましたが、これから連携の実施、あと再構築による施設整備等、この懇話会が非常に重要な役割を成すことになりますので、是非この懇話会を定期開催の方向でお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
工藤議長	<p>この件につきましては、この懇話会については、会長が招集するということあります。今後の開催は、確かに、その会長が招集するだけではちょっと不明瞭ですので、どのような形が良いのか考えなければいけないと思います。これにつきまして、何かご発言ありますか。</p>
事務局	<p>この懇話会の開催につきましては、この協定書にもござりますとおり、この(仮称)基幹医療センターが地域医療支援病院となるために、必要な医療連携</p>

	<p>に関する検証機関としての本懇話会の位置付けとなっております。特に紹介率・逆紹介率が課題となっておりますので、そういう意味では毎年いつかといふこと、形も定期的に開くことを考えております。また、具体的なものにつきましては、また、医師会、あと浅間病院、佐久病院の皆さんとその具体的な案については今後検討するってことで、定期的にやっていくことは考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
工藤議長	<p>今、定期的に行うということになりました。飯島先生からご指摘がありましたが、総論はこれでいいだろうと。しかし各論にいった時に、やはりいろんな問題が出てくると。この問題を解決していかないと、実際的にはやっぱり動いていかないという思いは強くありますので、是非どのようにしてその各論を一つずつクリアしていくかということを、しっかりとやっていかなきやいけないと思いますので、この3者、医師会、浅間病院、佐久病院の3者でよく検討して、どのくらいのペースでやっていくか。それで、3者協議の中でやはり懇話会にあげたら良かろうということになったら、それをあげてもらって開くという考え方で基本的にはよろしいですかね。それで、年間少なくとも何回かやると。それについても、これから検討の上で決めるということでよろしいですかね。</p> <p>はい、今の懇話会の位置付けについて意見ありましたら、よろしいですか、それで。ではそんなことで始めて、進めていただきたいと思います。他にありましたらどうぞ。医師会の方はどうですか。よろしいですか。</p> <p>それでは、私の方からお伺いしたいのですが、この基幹医療センターの運営委員会はどのような形にするか、ちょっと教えていただきたいのですが。</p>
佐久総合病院 伊澤院長	<p>病院長の方から答えをさせていただきます。これにつきましては、医療法に規定がございまして、基本的にはその法に則った形で、定期開催をさせていただくという形になります。もとより基幹医療センターと言いますのは、それ単独では機能しない病院でございますので、医師会の先生方、それから浅間病院を始めとする東信の各病院の先生方と協力しながら、運営して、運営と言いますか、機能してまいらないといけません。そのためには、院内のそうした委員会組織をきちんと設けまして、その中に院外の委員の先生方にも入っていただきまして、法律の条文にきちんと則った形でその辺りの運営をしてまいりたいというふうに予定をしております。以上です。</p>
工藤議長	<p>ありがとうございます。今まで佐久病院の方で運営委員会、外部委員の運営委員会がありますけれども、あれとは違った形で内部の運営委員会に外部の委</p>

	員も入れてということでよろしいですか。
佐久総合病院 伊澤院長	細かい規定がございますので、それに従って組織をさせていただくという形になるかと思います。
工藤議長	はい、分かりました。ありがとうございました。他に何かあるでしょうか。それでは無いようですので、事務局の方から何かありましたらどうぞ。
事務局	ございません。
工藤議長	それでは、これで議事を閉じたいと思いますが、次期開催までは今のところ決まっていないということでよろしいですか。
事務局	はい。
工藤議長	では、次期開催につきましては、今回は決めずに3者協議、その他必要において、適時開いていくということでお願いしたいと思います。 それでは、本日は本当にお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。以上を持って、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。
事務局	工藤行政顧問におかれましては、本会の議長をお務めいただきありがとうございました。また、昨年度までは、佐久医師会長というお立場で本会にご協力いただきまして、本日、協定書という形になるまで、大変ご尽力をいただきました。大変ありがとうございました。 それでは、ここで、工藤議長にごあいさつをいただければと思いますが、よろしくお願ひいたします。
工藤議長	本当に良い所産も出来て、今まで喉につかえていた骨が一気に取れて、大きく前進したと思っております。今日は本当に大きな一步が踏み出せたなと思っております。しかしながら、本当に安心して一步が踏み出せたと言えないところが、私の率直な感情でございます。期待半分、不安半分、これが私の本当に正直なところでありまして、ここにお集まりの多くの方々、ほとんどそういう考えを持っておられると思います。 これは、やっぱり国の医療制度に対する基本方針がふらついているということで、どう変わるか分からない。地域医療支援病院にしても、今後どうそれが

	<p>変わってしまうか分からぬということがありますし、運営の問題もあります。先ずはこの協定によって、佐久の医療が大きく変わるわけですから、これで変わることによって佐久市民、或いは地域住民の今までの医療で受ける恩恵が少しでも後退してはいけないと、必ずプラスにならなきやいけないということで、逆に言うと非常に責任があるという風に考えております。そういう意味では、今日お集まりの皆さん、これは全員連帶責任ということでご理解いただきまして、しっかりとこの佐久の医療も、佐久広域、佐久市のみならず、佐久広域の医療を守していくということで今後も進めていっていただければ、本当に有難いことだと思っています。今までどうもありがとうございました。</p> <p>(一同拍手)</p>
事務局	<p>本日は、第4回の佐久市医療体制等連絡懇話会を開催させていただきました。本日ご出席の皆様には、大変貴重なお時間を割いていただきまして、佐久市の医療連携に係る話し合いにご参加をいただき、心より感謝申し上げます。これにて、本日の会議を終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。</p> <p>引き続き、「佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書の調印式」をこの隣室で行いますので、皆さん、ご移動のほどをよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。</p>

#### 会議録署名人

村島 隆太郎

荒井 有子